

■ 柏市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に係るパブリックコメント実施結果

1. 実施期間

令和6年2月19日（月）から令和6年3月19日（火）まで

2. パブリックコメント提出数

1名より計4件

3. 内容及び回答

いただいたご意見の内容及びそれに対する市の考えは以下のとおりです。

また、ご意見の内容は一部原文ではなく、要旨として掲載しております。

No.	ご意見	市の考え方
1	その場しのぎな支援でなく、二次被害や再被害を防止することに重点を置いているのはとても良いと思った。このような条例が存在すれば自身が犯罪に巻き込まれたとしても安心出来ると思った。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
2	条例が施行されるまでに発生した犯罪被害は対象外なのか。	基本的に条例施行前の犯罪は支援の対象外となりますが、カウンセリング利用等の相談には応じていきたいと考えております。
3	犯罪被害者は犯罪等により被害を受けた方とその家族又は遺族と定義されているが、パートナーシップ制度を利用したカップルも家族・遺族に含まれるのか。	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度をご利用している方、また、当該制度を利用していないが事実上の婚姻関係をお持ちの方や、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組の関係にある方も支援の対象となる方向で検討しております。
4	警察に被害届を出す必要があるのではハードルは高いと感じる人もいると思う。	市として、本当に支援を必要としている方なのかを見極め、客観的に被害状況を確認するために必要であると考えておりますが、実施していく中で必要性を検討し、今後の施策の参考とさせていただきます。